愛媛県総合防除計画について

農産園芸課 環境農業係
小川　遼

令和６年９月４日（水）

1

内容

- ◆ 総合防除計画について
  - ✓ 県総合防除計画の内容
  - ✓ 愛媛県での作成の流れ
- ◆ 記載した有害動植物
  - ✓ 県総合防除計画で記載した種とその理由
  - ✓ 異常発生時防除で記載した種とその理由
  - ✓ 遵守事項で記載した種とその理由
- ◆ 遵守事項について
  - ✓ 遵守事項の内容について
  - ✓ 実施体制や対応方針

2

総合防除計画について

◆ 植物防疫法の一部改正（令和5年4月1日）

✓ 指定有害動植物の増加

有害動物	62	有害動物	92
有害植物	49	有害植物	65
合計	111	合計	**157**

地域の実情 ＋

総合防除計画（都道府県）
（指定有害動植物の総合防除の実施に関する計画）
（植物防疫法第22条の３第１項）

総合防除基本指針（国）
（指定有害動植物の総合防除を推進するための基本的な指針）

※基本的には指定有害動植物のみ

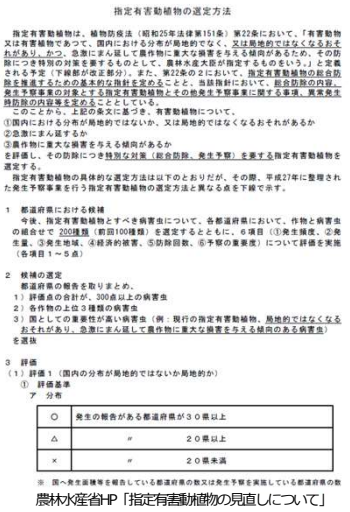

指定有害動植物の選定方法

指定有害動植物は、植物防疫法（昭和25年法律第151条）第22条において、「有害動物又は有害植物であつて、国内における分布が局地的でなく、又は局地的ではなくなるおそれがあり、かつ、急激にまん延して農作物に重大な損害を与える傾向があるため、その防除につき特別の対策を要するものとして、農林水産大臣が指定するものをいう。」と定義される予定（下線部が改正部分）。また、第22条の２において、指定有害動植物の総合防除を推進するための基本的な指針を定めることと、当該指針において、総合防除の内容、発生予察事業の対象とする指定有害動植物とその他発生予察事業に関する事項、異常発生時防除の内容等を定めることとしている。

このことから、上記の条文に基づき、有害動植物について、

①国内における分布が局地的ではないか、又は局地的ではなくなるおそれがあるか
②急激にまん延するか
③農作物に重大な損害を与える傾向があるか

を評価し、その防除につき特別な対策（総合防除、発生予察）を要する指定有害動植物を選定する。

指定有害動植物の具体的な選定方法は以下のとおりだが、その際、平成27年に整理された発生予察事業を行う指定有害動植物の選定方法と異なる点を下線で示す。

1　都道府県における検補
今後、指定有害動植物とすべき病害虫について、各都道府県において、作物と病害虫の組合せで 200種類（前回100種類）を選定するとともに、６項目（①発生頻度、②発生量、③発生地域、④経済的被害、⑤防除回数、⑥予察の重要度）について評価を実施（各項目１～５点）

2　候補の選定
都道府県の報告を取りまとめ、
１）評価点の合計が、300点以上の病害虫
２）各作物の上位３種類の病害虫
３）国としての重要性が高い病害虫（例：現行の指定有害動植物、局地的ではなくなるおそれがあり、急激にまん延して農作物に重大な損害を与える傾向のある病害虫）
を選抜

3　評価
（１）評価１（国内の分布が局地的ではないか局地的か）
①　評価基準
ア　分布

○	発生の報告がある都道府県が３０県以上
△	〃　２０県以上
×	〃　２０県未満

※　国へ発生届等を報告している都道府県の数又は発生予察を実施している都道府県の数

農林水産省HP「指定有害動植物の見直しについて」

3

総合防除計画について

◆ 植物防疫法の一部改正（令和5年4月1日）

✓ 総合防除計画　〔植物防疫法第22条の3の第1項〕
（指定有害動植物の総合防除の実施に関する計画）

内容について〔法第22条の3の第2項〕

- **I. 指定有害動植物の総合防除の実施に関する基本的な事項**
- **II. 指定有害動植物の種類ごとの総合防除の内容**
- **III. 異常発生時防除の内容及び実施体制に関する事項**
  〔第24条第１項〕
  指定有害動植物の種類ごとの発生の予防及び駆除又はまん延の防止の方法に関し農業者が遵守すべき事項【遵守事項】（選択制）
  〔第22条の3の第3項〕
- **IV. 指定有害動植物の防除に係る指導の実施体制並びに市町村及び農業者の組織する団体その他の農業に関する団体との連携に関する事項**
- **V. その他必要な事項**

◆ I～Vは必須の項目
◆ 22条の３の第３項（遵守事項）は任意

4

愛媛県での作成の流れ

総合防除基本指針の公表　2022 11月

01　2022 12月　**担当者会①の開催**
- 病害虫防除所、試験研究機関とともに記載する種や遵守事項について検討

02　2023 3月　**素案の作成**
- 指定有害75種、指定外15種
- 遵守事項としてミカンバエ

03　2023 3月　**担当者会②の開催**
- 遵守事項の内容の精査（一部努力規定へ変更）
- 内容の修正、加筆

04　2023 7月　**意見照会用案の作成**
- 内部決裁の関係で内容を大幅改変
- 異常発生時防除を３種に限定
- 遵守事項の考え方を再考

05　2023 9月　**関係機関へ意見照会**
- 市町・JA、全農、有機農業者等
- 意見照会後、実施体制図の一部修正

06　2023 9月　**農林水産省の事前確認**
- チェックリストの提出
- 事前確認後、文章中の記載内容や誤字等の修正

07　2023 10月　**パブリック・コメントの実施**
- 1か月間のパブコメ実施
- 有機農業に対する意見が6件あった

08　2023 12月　**策定・公表**

愛媛県での作成の流れ

◆　**愛媛県総合防除計画**（令和5年12月22日策定・公表）

愛媛県総合防除計画

令和５年１２月

愛　媛　県

愛媛県総合防除計画の策定について（概要版）

2023年12月22日

愛媛県総合防除計画の概要

○本県では、化学合成農薬に偏重しない総合的な病害虫防除及び農薬の適正使用を推進し、農業生産の安定及び持続性の確保を図るため、改正植物防疫法に基づき「愛媛県総合防除計画」を策定。
○指定有害動植物（157種）のうち75種及び県内で防除指導の必要な有害動植物15種について種類ごとの総合防除の内容並びに異常発生時防除に係る３種について異常発生時の総合防除の内容を記載。
○まん延すると影響が大きい１種は、遵守すべき事項を規定。

背景・経緯

・国は「みどりの食料システム戦略」を策定し、化学農薬のみに依存しない総合的な病害虫管理体系の確立・普及等を推進。
・温暖化等の気候変動を背景として、病害虫の発生量の増加や分布域の拡大など病害虫のまん延リスクの増加や化学農薬の低減等による環境負荷低減が国際的な課題。
・薬剤抵抗性が発達した有害動植物が発生する等、発生の予防を含めた防除の普及が急務。

近年の病害虫を取り巻く課題等を解決するため、**植物防疫法の一部改正（令和５年4月施行）**が行われるとともに、都道府県や農業者団体等と連携した総合防除を推進

総合防除計画の策定

植物防疫法改正に伴う県総合防除計画の策定

・国の総合防除基本指針に即して、以下の項目を含めた農作物の病害虫防除の実施に関する「県総合防除計画」を策定。

① 指定有害動植物の総合防除の実施に関する基本的な事項
② 指定有害動植物の種類ごとの総合防除の内容
③ 指定有害動植物の防除に係る指導の実施体制並びに市町村及び農業者の組織する団体その他の農業に関する団体との連携に関する事項
④ 異常発生時防除の内容及び実施体制に関する事項（第24条第1項に規定される）
⑤ 指定有害動植物の種類ごとの発生の予防及び駆除又はまん延の防止の方法に関し農業者が遵守すべき事項【遵守事項】（第22条の3第3項に規定される）
⑥ その他必要な事項

県総合防除計画の内容

遵守事項の考え方

・病害虫のまん延を防止するための必要があると認めるときに、農業者が遵守すべき事項（遵守事項）を定めることができる。
・全ての農業者（事業業務を含む）に遵守すべき内容を示したもの。

【遵守事項の対象】

・本県農産物の生産振興において、まん延防止の重要性が高いミカンバエについて地域の全ての農業者が取り組むべき事項を記載。

★県等の指導及び助言を経ても、遵守事項に即した防除が行われず、農作物に重大な被害を与えるおそれがある場合、県は勧告・命令を行うことができる。
10万円以下の過料となる場合がある。

記載した有害動植物

記載した有害動植物

総合防除基本指針の公表　2022 11月

01　2022 12月　**担当者会①の開催**
- 病害虫防除所、試験研究機関とともに記載する種や遵守事項について検討

02　2023 3月　**素案の作成**
- 指定有害75種、指定外15種
- 遵守事項としてミカンバエ

03　2023 3月　**担当者会②の開催**
- 遵守事項の内容の精査（一部努力規定へ変更）
- 内容の修正、加筆

◆ 記載理由を検討

✓ 指定有害動植物のみとするのかどうか

□ 病害虫発生予察情報で取り扱っている90種（指定75種＋指定外15種）を記載

✓ 異常発生時とはどのような場合か

□ 県内で病害虫発生警報を発令したことのある種に限定

（S55, H5：いもち病、　H8：果樹カメムシ類、　R元, R2：トビイロウンカ）

記載した有害動植物

◆ 記載方法を検討

✓ 総合防除基本指針に沿った書き方とするかどうか

- ◘ 予防に関する措置、判断・駆除に関する措置とした
- ◘ 総合防除の内容の参考になるよう、発生生態や病害虫の特徴を記載

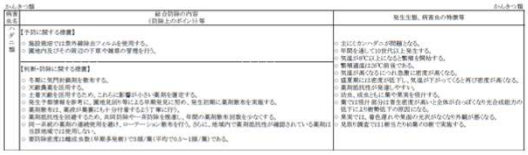

- ◘ 異常発生時防除では共通事項、判断・駆除では低密度・高密度に区分して記載

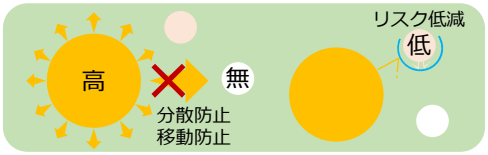

記載した有害動植物

意見照会用案の作成 2023 7月 04

- ・内部決裁の関係で内容を大幅改変
- ・異常発生時防除を３種に限定
- ・遵守事項の考え方を再考

◆ 記載理由を検討

✓ ミカンバエを設定した理由は何か

- ◘①本県の主要な品目を加害するもの
- ◘②本県で既発生の病害虫で、加害度が高く防除が困難で、かつまん延した場合の被害・影響が著しく大きいもの

【背景】 かんきつの輸出拡大、耕作放棄地の増加、栽培方法の多様化へ対応

記載した有害動植物

意見照会用案の作成 2023 7月 04

・内部決裁の関係で内容を大幅改変
・異常発生時防除を３種に限定
・遵守事項の考え方を再考

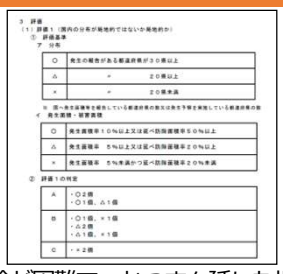

◆ 記載理由を検討

✓ ミカンバエを設定した理由は何か

□①本県の主要な品目を加害するもの

□②本県で既発生の病害虫で、加害度が高く防除が困難で、かつまん延した場合の被害・影響が著しく大きいもの

表　加害度が高く、まん延を警戒する指定有害動植物（指定有害動植物の選定方法を参照）

	作物名	病害虫名	評価１(国内の分布の状況等)	評価３(農作物に重大な損害を与える傾向があるか)						最終評価		
					加害度	農作物の重要性	被害の様式	被害度	防除の困難性(国内の一部に存在し、まん延を警戒)		指定有害	予察対象
1	バラ科植物	クビアカツヤカミキリ	C	A	○	4	3	12	○	○	○	×
2	かんしょ	基腐病	B	A	○	5	3	15	○	○	○	×
3	かんきつ	ミカンバエ	C	A	○	4	3	12	○	○	○	×
4	ナス科植物	ナスミバエ	C	A	○	5	3	15	○	○	○	×
5	ばれいしょ	ジャガイモシストセンチュウ	C	A	○	5	3	15	○	○	○	×
参考	キウイフルーツ	かいよう病	B	A	△	2	3	6	○	◎	○	○

11

記載した有害動植物

意見照会用案の作成 2023 7月 04

・内部決裁の関係で内容を大幅改変
・異常発生時防除を３種に限定
・遵守事項の考え方を再考

◆ 記載理由を検討

✓ ミカンバエを設定した理由は何か

□①本県の主要な品目を加害するもの

□②本県で既発生の病害虫で、加害度が高く防除が困難で、かつまん延した場合の被害・影響が著しく大きいもの

表　加害度が高く、まん延を警戒する指定有害動植物（指定有害動植物の選定方法を参照）

	作物名	病害虫名	評価１(国内の分布の状況等)	評価３(農作物に重大な損害を与える傾向があるか)						最終評価		
					加害度	農作物の重要性	被害の様式	被害度	防除の困難性(国内の一部に存在し、まん延を警戒)		指定有害	予察対象
1	バラ科植物	クビアカツヤカミキリ	C	A	○	4	3	12	○	○	○	×
2	かんしょ	基腐病	B	A	○	5	3	15	○	○	○	×
3	かんきつ	ミカンバエ	C	A	○	4	3	12	○	○	○	×
4	ナス科植物	ナスミバエ	C	A	○	5	3	15	○	○	○	×
5	ばれいしょ	ジャガイモシストセンチュウ	C	A	○	5	3	15	○	○	○	×
参考	キウイフルーツ	かいよう病	B	A	△	2	3	6	○	◎	○	○

12

遵守事項について

13

13

遵守事項の内容について

14

◆　遵守事項の具体的な内容（かんきつ：ミカンバエ）

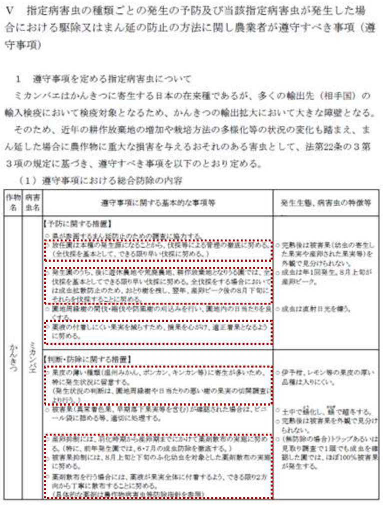
Ｖ　指定病害虫の種類ごとの発生の予防及び当該指定病害虫が発生した場合における駆除又はまん延の防止の方法に関し農業者が遵守すべき事項（遵守事項）

１　遵守事項を定める指定病害虫について

ミカンバエはかんきつに寄生する日本の在来種であるが、多くの輸出先（相手国）の輸入検疫において検疫対象となるため、かんきつの輸出拡大において大きな障壁となる。

そのため、近年の耕作放棄地の増加や栽培方法の多様化等の状況の変化も踏まえ、まん延した場合に農作物に重大な損害を与えるおそれのある害虫として、法第22条の３第３項の規定に基づき、遵守すべき事項を以下のとおり定める。

（１）遵守事項における総合防除の内容

作物名	病害虫名	遵守事項に関する基本的な事項等	発生生態、病害虫の特徴等
かんきつ	ミカンバエ	【予防に関する措置】 ○ 県が参画するまん延防止のための調査に協力する。 ○ 放任園は本種の発生源になることから、伐採等による管理の徹底に努める。（全伐採を基本として、できる限り早い伐採に努める。） ○ 発生園のうち、後に遊休農地や荒廃農地、耕作放棄地となりうる園では、全伐採を基本としてできる限り早い伐採に努める。全伐採をする場合においては成虫拡散防止のため、おとり樹を残し、翌年、産卵ピーク後の8月下旬にそれらを伐採することに努める。 ○ 園地周縁樹の間伐・縮伐や防風樹の刈込みを行い、園地内の日当たりを良くする。 ○ 薬液の付着しにくい果実を減らすため、摘果を心がけ、適正着果となるように努める。	○ 完熟後は被害果（幼虫の寄生した果実や産卵された果実等）を外観で見分けられない。 ○ 成虫は年1回発生。8月上旬が産卵ピーク。 ○ 成虫は直射日光を嫌う。
		【判断・防除に関する措置】 ○ 果皮の薄い種類（温州みかん、ポンカン、キンカン等）に寄生が多いため、特に発生状況に留意する。 （発生状況の判断は、園地周縁樹や日当たりの悪い樹の果実の切開調査により行う。） ○ 被害果（異常着色果、早期落下果実等を含む）が確認された場合は、ビニール袋に詰める等、適切に処理する。 ○ 産卵抑制には、羽化時期から産卵期までにかけて薬剤散布の実施に努める。（特に、前年発生園では、6・7月の成虫防除を徹底する。） ○ 被害果抑制には、8月上旬と下旬のふ化幼虫を対象とした薬剤散布の実施に努める。 ○ 薬剤散布を行う場合には、薬液が果実全体に付着するよう、できる限り2方向から丁寧に散布することに努める。 （具体的な薬剤は農作物病害虫等防除指針を参照）	○ 伊予柑、レモン等の果皮の厚い品種は入りにくい。 ○ 土中で蛹化し、蛹で越冬する。 ○ 完熟後は被害果を外観で見分けられない。 ○ （無防除の場合）トラップあるいは見取り調査で1頭でも成虫を確認した園では、ほぼ100%被害果が発生する。

	遵守事項の取り組み内容	区分
①	県が参画するまん延防止のための調査に協力する。	【予防に関する措置】
②	園地周縁樹の間伐・縮伐や防風樹の刈込みを行い、園地内の日当たりを良くする。	【予防に関する措置】
③	被害果（異常着色果、早期落下果実等を含む）が確認された場合は、ビニール袋に詰める等、適切に処理する。	【判断・防除に関する措置】

（赤点線枠）・・・努力規定

14

遵守事項の内容について

◆ **実施体制や対応方針について**

- ✓ 具体的な対応方針を作成（内規）
- ✓ 今後、ミカンバエの被害が出始めてから運用されていくものと予想される
- ✓ できる限り具体的な内容を記載しているが、今後の対応によって更新予定

ご清聴ありがとうございました

本計画の策定を通じて

◆ **総合防除の内容を活用すること**

◆ **発生予察情報に基づく適期防除を図ること**

◆ **遵守事項を活用してまん延防止を図ること**

等　現場指導に活かしていきたい